

申告フローチャート

市・県民税等の申告が必要となるか、確認してください。
なお、所得税の確定申告をされた方は、市・県民税の申告は不要です。

「収入」と「所得」は別の意味を持ちます。「収入」金額とは、事業をされている方の場合は売上金額、会社等にお勤めされている方の場合は給与やボーナスの合計額のこと、いわゆる年収を指します。一方、「所得」金額とは収入金額から必要経費等を引いたものを指します。（給与と年金の所得の計算方法は5ページをご覧ください）

$$\text{収入金額} - \text{必要経費等} = \text{所得金額}$$

「申告が必要」に該当した方でも、
前年所得の合計額が38万円以下の
方は申告不要です。
ただし、国民健康保険に加入して
いる方は所得額に関係なく申告が
必要です。

スタート

令和8年1月1日現在、武雄市に居住していましたか？

▼ はい

令和7年中に収入がありましたか？

★非課税収入（遺族年金、障害年金等）
のみの方は「いいえ」へ進んでください。

▼ はい

令和8年1月1日に居住していた
市区町村で申告してください。

いいえ

申告不要です。

※ただし、次に該当する方は市・県民税申告が必要です

1. 国民健康保険に加入されている方
2. 所得証明書等を必要とされる方

※公営住宅への入居、保育園への入園、高校就学支援金、
事業資金の融資申込等で必要になる場合があります。

令和7年中
1月～12月の収入の種類は？

主に
年金所得

年金収入の額が
400万円以下

他の所得
がない

追加する所得控除がない

1

追加する所得控除がある

2

他の所得が20万円以下

2

他の所得が20万円を超える

3

年金収入の額が400万円を超える

3

主に
給与所得

1か所からの給与収入のみで
年末調整しており
年末調整の内容に変更がない

他の所得がない

1

他の所得が20万円以下

2

他の所得が20万円を超える

3

次のような場合

- ・2か所以上からの給与収入がある
- ・年末調整の内容に変更がある
- ・住宅借入金等特別控除（初年度）
- ・医療費控除がある
- ・年末調整が済んでいない
- ・給与収入が2千万円を超える

3

営業・農業・
不動産・雑・
一時所得
などある人

所得金額（収入-経費）より所得控除額が多い

2

所得金額（収入-経費）より所得控除額が少ない

3

1 申告不要

市・県民税の申告、確定申告は必要ありません。

2 市・県民税申告

市・県民税の申告を
する必要があります。
※所得税の還付を受ける
場合は、確定申告が必
要です。

3 確定申告

所得税の確定申告を
する必要があります。

※この表は目安であり、ご自身の状況によって適切な申告方法が異なることがあります。